令和７年度　乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【概要版】

調査の経緯

＜児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年３月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）＞

○　乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

＜児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）＞

○　衆議院　厚生労働委員会（令和元年５月24日）

二　虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。

○　参議院　厚生労働委員会（令和元年６月18日）

三　虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

＜確認対象児童＞

令和７年６月１日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
④ その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握しているが、関係機関においても目視による確認ができない児童※①～③の児童を除く（その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握）

＜集計＞

上記の確認対象児童について、確認の状況を集計。

結果の概要

○　令和７年６月１日時点の確認対象児童23,821人のうち、状況確認ができた児童は23,816人（99.98%）、状況確認ができていない児童は5人（0.02%）。

○　状況確認ができた児童23,816人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は198人（0.83%）で全て市区町村や児童相談所等の支援を実施。

○　状況確認ができていない児童5人については、全て調査を継続中。

※令和８年９月４日現在

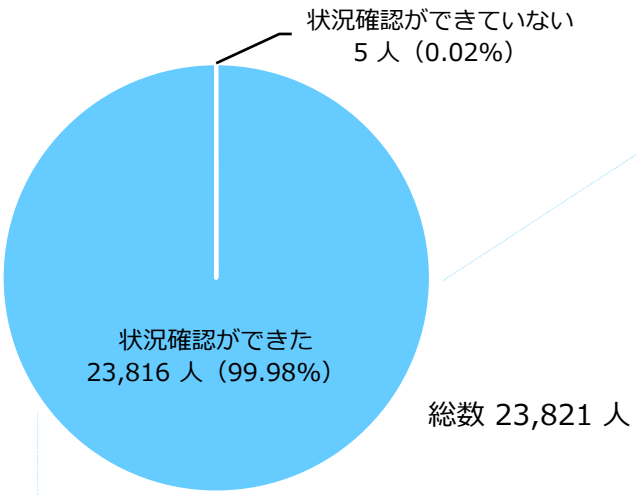
【参考】令和６年度　乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和６年６月１日～令和７年９月3日）
・確認対象児童24,156人のうち、全ての児童について状況確認ができた。（令和７年９月３日時点）

状況確認ができた児童（23,816人）について

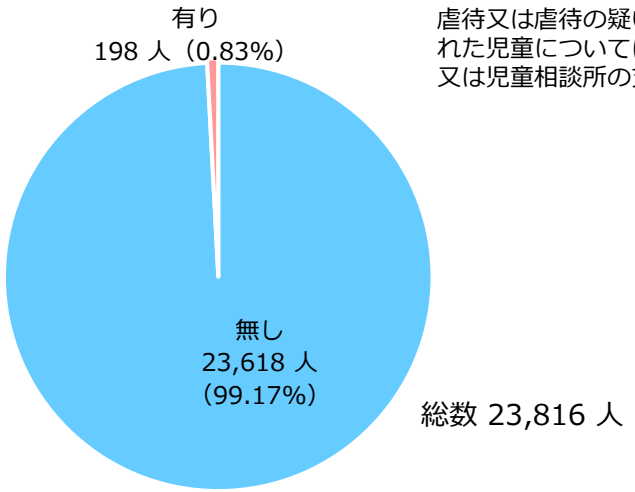
○状況確認ができた児童23,816人の虐待又は虐待疑いの有無について、「無し」とされた児童は23,618人（99.17%）、「有り※」とされた児童は198人（0.83%）。

※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。

全確認対象児童の確認状況

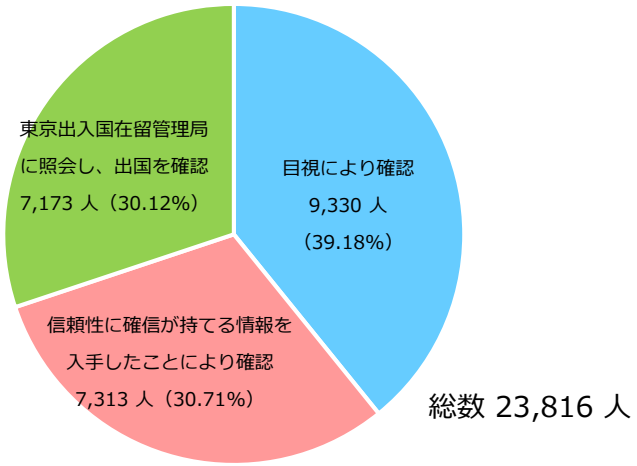


状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

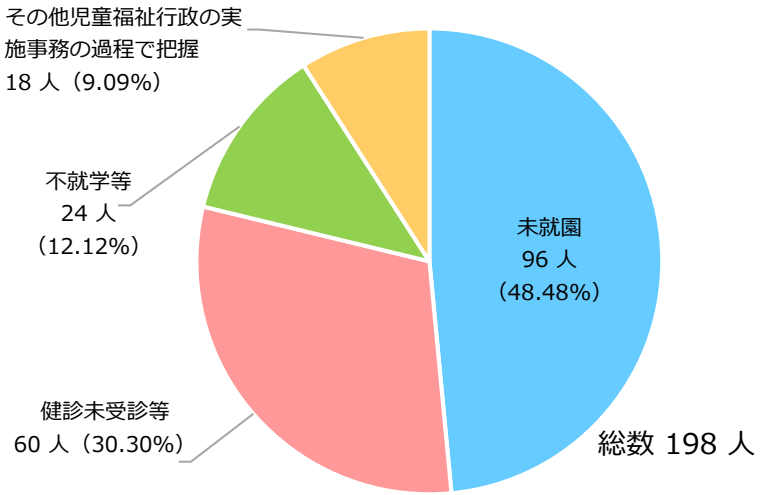


虐待又は虐待の疑い「有り」とされた児童については、全て市町村又は児童相談所の支援等を実施。

状況確認ができた児童の確認方法



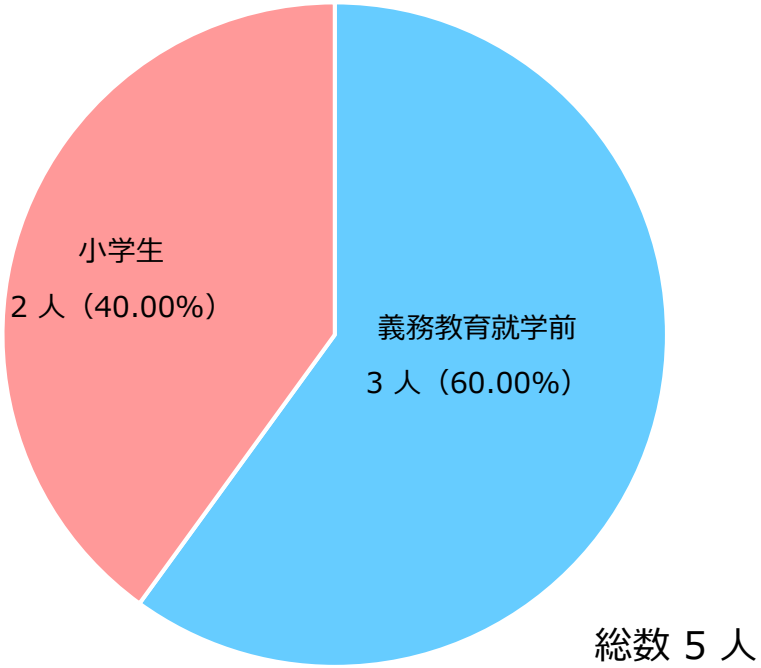
「虐待又は虐待の疑い有り」とされた児童の内訳



状況確認ができていない児童（5人）について

状況確認ができていない児童の学年別の状況

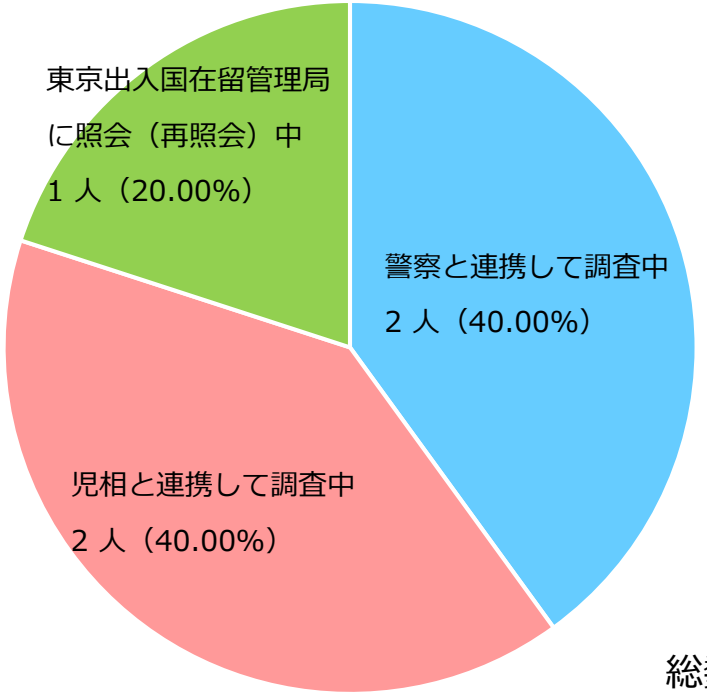
○「義務教育就学前」が3人（60.00%）、「小学生」が2人（40.00%）。



総数 5 人

状況確認ができていない児童の調査状況

○令和８年９月４日時点で状況確認ができていない児童5人は、全て家庭訪問や東京出入国在留管理局への照会等により、調査を継続して行っている。



総数 5 人

令和８年度調査について

○　令和８年６月１日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない児童について、**令和９年２月28日までの確認の状況を調査する。**